

別紙

諮問 第 1071 号

答 申

1 審査会の結論

「一般旅券事務処理について（処理基準）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「生活文化局におけるパスポート申請判断基準について」の開示請求に対し、東京都知事が平成 29 年 1 月 18 日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

（2）審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

一部開示決定通知書には、本人確認書類の項目が不明瞭なため、該当項目の開示を求める。平成 28 年〇月〇日東京都旅券課有楽町分室において、一般旅券で名の読み仮名変更したが、一般旅券にあるローマ字表記の名の読み仮名変更手続の際、審査請求人は既に住民基本台帳ネットワークシステムで名の読み仮名を変更手続済で、日本国内の生活において実績があり、なおかつローマ字表記有の国交省が発行する小型船舶操縦免許証を提示したが、本人確認書類として受理されなかった。本件の一部開示決定通知書では、一般旅券におけるローマ字表記の変更手続で小型船舶操縦免許証の提示では名の読み仮名の証明が不足するとの一般旅券事務処理の処理基準が確認できない。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による実施機関の説明を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件開示請求について

本件審査請求に係る開示請求は、生活文化局におけるパスポート申請判断基準の開示を求めるものである。当該開示請求の経緯は、既に一般旅券の交付を受けている審査請求人から、実施機関の窓口にて、名前の読み仮名を変更したいと相談があったところ、当該変更は、旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）5条4項に規定する「変更することができない」場合に該当する旨を職員が説明したことをきっかけとして、当該請求が行われたものである。

請求に係る公文書として、外務省が各都道府県旅券事務所に配布している「一般旅券事務処理について（処理基準）」を特定した。一般旅券の発給申請や旅券の交付等に係る事務は、旅券法（昭和26年法律第267号）21条の3に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）2条9項1号に規定する法定受託事務であり、当該公文書は、同法245条の9第1項の規定に基づき、都道府県が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として、外務省が作成したものである。

(2) 非開示理由について

当該公文書については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため、非開示とした部分は、条例7条1号に該当する。また、当該非開示部分のうち別添資料1の画像部分を除いた部分は、公にすることにより、東京都と外務省との信頼関係が著しく損なわれるとともに、一般旅券の発給申請や旅券の交付等に係る事務に係る取扱い等が明らかとなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に該当する。

また、上記のうち、旅券発給審査に関する情報で、公にすることにより、偽変造や成りすまし等犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものについては、重ねて条例7条4号にも該当するものである。

さらに、別添資料1の画像部分は個人に関する情報であり、公にすることにより当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。そして、当該画像については、公にすることにより、旅券発給等事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に該当する旨、理由を追加する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 4月 6日	諮問
平成29年12月18日	新規概要説明（第185回第二部会）
平成30年 1月19日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 1月29日	実施機関から説明聴取及び審議（第186回第二部会）
平成30年 2月19日	審議（第187回第二部会）
平成30年 4月24日	審議（第188回第二部会）
平成30年 5月28日	審議（第189回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 実施機関における旅券発給事務及び本件開示請求の経緯等について

実施機関である生活文化局都民生活部旅券課は、地方自治法2条9項1号に規定する第一号法定受託事務として、旅券法及び旅券法施行令（平成元年政令第122号）の規定により都道府県が処理することとされている一般旅券の発給申請や旅券の交付等に係る事務（以下「旅券発給事務」という。）等を所掌している。

国内において一般旅券の発給申請をしようとする者は、都道府県に出頭の上、旅券法3条に規定された書類及び写真を都道府県知事を経由して外務大臣に提出しなければならないとしている。申請書提出後、都道府県知事は、同法5条に基づき外務大臣が発行する一般旅券を作成し、同法8条により一般旅券を申請者に交付するとしている。

本件開示請求は、「生活文化局におけるパスポート申請判断基準について」の開示を求め

るものである。その経緯であるが、既に一般旅券の交付を受けている審査請求人が、実施機関の窓口で、名前の読み仮名を変更したい旨を伝えたところ、当該変更申請は、旅券法施行規則5条4項に規定する「変更することができない」場合に該当する旨を説明したことを契機として、当該開示請求が行われたものである。実施機関は、本件開示請求に対して「一般旅券事務処理について（処理基準）」を対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）として特定し、別表に掲げる非開示部分（以下「本件非開示部分」という。）を条例7条1号、2号、4号及び6号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

また、実施機関によれば、本件決定に際し、事前に外務省領事局旅券課長宛て、本件対象公文書の開示の可否について照会を行い、これに対する回答を参考に、非開示部分に係る判断を行ったとのことである。

イ 条例の定めについて

条例7条1号は、「法令及び条例…の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関…の指示等により、公にすることができないと認められる情報」を非開示情報として規定している。

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

ウ 本件非開示部分の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件対象公文書には、都道府県が行う一般旅券の事務処理について、新規発給申請を受理する際の、提出書類、身元確認、出頭免除、居所申請、緊急発給等、各場面での業務の流れや対応方法などが章立てで記載されているほか、渡航先の追加、記載事項の変更が生じた場合、旅券の交付等業務における事務処理についても、それぞれの事例に応じた留意点や考え方がまとめられている。

また、本件非開示部分には、旅券の適正な発給、交付という観点から、各場面、各事例において都道府県の担当者が行うべき対応方法や確認手法、留意点や指導手法が極めて詳細に記載されていることが認められる。

さらに、審査会が外務省領事局旅券課長による前記回答内容を確認したところ、本件対象公文書のうち不開示にする箇所とその理由及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）における不開示とする根拠規定がそれぞれ示されている。旅券の適正な発給、交付という観点からすると、当該不開示箇所の記載内容は、これを公にすることとなると旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、その不開示の理由は合理的なものであると思料される。

そこで、実施機関における旅券発給事務に係る支障の有無という観点を踏まえて審査会で審議したところ、本件対象公文書は、旅券発給業務に当たり窓口で判断が難しい場合の対応方法や、調査手法及び例外の取扱いにおける留意事項など、旅券の適正な発給事務を遂行するための実務に関して定めたものである。このような情報を公にすることとなると、例えば旅券を不適正に取得する意図を持った者等がいる場合に、何らかの対策が講じられるなど、実施機関における正確な事実の把握が困難となり、あるいは、旅券の発給申請に係る違法又は不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなど、実施機関の旅券発給に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当する。

したがって、条例7条1号、2号及び4号該当性について判断するまでもなく、本件非開

示部分については、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二

別表 非開示とした部分及び非開示理由

番号	非開示部分	根拠	理由
1	81 ページ 目次 中第 3 章 4 並びに第 4 章 5 及び 6 並びに第 6 章 2 及び 3 の見出し部分	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条 6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
2	82 ページ 目次 中第 8 章 4 並びに第 10 章 8 の見出し部分	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条 6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
3	83 ページ 目次 中第 16 章 1 及び 2 並びに第 17 章 11 の見出し部分、別添資料 5 の資料名	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条 6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

番号	非開示部分	根拠	理由
4	87 ページ (ロ)6 行目から20行目 まで	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条 6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
5	88 ページ (イ)の 本文	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条 6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
6	89 ページ (ニ)の 本文1行目から 最終行まで及び	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
	90 ページから94 ページまでの改 訂年月日を除く 全て	条例7条 6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
7	95 ページ 3(1) の2行目36文字 目から4行目ま で	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため

番号	非開示部分	根拠	理由
			るため
		条例7条 6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
8	97 ページ (3)の 本文並びに(イ) 及び(ニ)の本文	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
9	98 ページ (b)② の下3行及び99 ページ 1行目か ら9行目まで	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条 6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
10	99 ページ(3)(ロ) の本文	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条 6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
11	100 ページ 4 の 見出し及び本文	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため

番号	非開示部分	根拠	理由
		条例7条 4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条 6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
12	101 ページ (2) の本文	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条 6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
13	101 ページ (6) の見出し及び本 文	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
14	102 ページ 5 及 び 6 の見出し及 び本文	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条 6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
15	103 ページ 2(2)(イ)の注書き	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国

番号	非開示部分	根拠	理由
	3行目10文字目以降の部分		が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
16	104 ページ (二)(b)(ii)の下2行並びに第6章2の見出しから105 ページの最終行まで(改訂年月日を除く)及び106 ページ1行目から14行目まで	条例7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
17	107 ページ (2)(イ)(a)の5行目12文字目から8行目27文字目まで及び(b)の本文	条例7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条6号	旅券の発給申請に係る対応及び内部手続に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
18	108 ページから109 の1 ページまで (5)の本文及び(6)9 行目から12 行目まで、	条例7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため

番号	非開示部分	根拠	理由
	16行目7文字目から18行目まで		るため
		条例7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
19	109の1ページ(8)の本文	条例7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条4号	旅券の発給申請に係る内部手続に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条6号	旅券の発給申請に係る内部手続に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
20	110ページから111ページ2(2)4行目14文字目から2の最終行まで((参考)から(7)2行目33文字目までを除く)	条例7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
21	112ページ(2)(イ)2行目20文字目から4行目14文字目まで、(3)(イ)2行目28文字目から3行目まで及び113ページ(ハ)1	条例7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

番号	非開示部分	根拠	理由
	行目 32 文字目 から 3 行目 25 文 字目まで		
22	113 ページ (7) 見出し、本文及 び 114 ページの 改訂年月日を除 く全て	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条 6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
23	117 ページ 2 の 本文 3 行目 18 文字目から 6 行 目まで	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条 6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
24	119 ページ (ハ) (a)の 3 行目 7 文字目から 17 文 字目まで及び(b) の 3 行目 17 文字 目から 4 行目 31 文字目まで	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条 6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

番号	非開示部分	根拠	理由
25	127 ページから 128 ページ 8 の 見出し及び本文	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条 6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
26	130 ページ(7)1 行目 38 文字目 から 3 行目まで	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条 6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
27	134 ページ 第 15 章 2(2)の見出 し及び本文	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 4号	旅券交付時における処理に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条 6号	旅券交付時における処理に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
28	136 ページ 4(3) の本文	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため

番号	非開示部分	根拠	理由
		条例7条 6号	旅券交付に係る内部手続に係る情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
29	138 ページ及び 139 ページ 改 訂年月日を除く 全て	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条 6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
30	140 ページ 2(2)(ハ)の本文 及び同(二)の下 2行	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 4号	個人情報保護及び情報開示に係る情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条 6号	個人情報保護及び情報開示に係る情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
31	143 ページ 11 の見出し及び本 文	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条 4号	旅券の管理に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条 6号	旅券の管理に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
32	143 ページから 144 ページ 12(1)の 3 行目 4	条例7条 1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため

番号	非開示部分	根拠	理由
	文字目から20文字目まで及び12(ロ)の見出し及び本文から12(2)の最終行まで	条例7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
33	別添資料1の画像部分	条例7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条2号	個人に関する情報であり、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため
34	別添資料5の資料番号を除く全て	条例7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		条例7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		条例7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため